

**「メンタルヘルス対策」の取組みと支援窓口について**

皆様こんにちは。厚生労働省では、今年も 10 月 1 日から 7 日までの 1 週間を全国労働衛生週間として展開し、労働衛生分野に関する各種取組みの推進を呼び掛けています。

労働衛生分野は、健康診断事後措置や化学物質対策、治療と仕事の両立支援など幅広い範囲に及びますが、そのうち、今回はメンタルヘルス対策について少しだけご紹介します。

厚生労働省では、職場におけるメンタルヘルス対策に関し、メンタルヘルス不調を未然に防止する「一次予防」、メンタルヘルス不調を早期に発見し、適切な措置を行う「二次予防」、メンタル不調となった労働者の職場復帰の支援を行う「三次予防」の 3 つの段階に応じた対策を呼び掛けています。また、これらの対策を効果的に進めるため、対策の実施主体である事業場においては、「セルフケア」（労働者のストレスへの気付きや対処等）、「ラインによるケア」（周りの気付きや相談対応・職場復帰の支援や配慮等）、「産業保健スタッフによるケア」（社内教育や各種支援策の立案や推進・相談窓口・社外資源への橋渡し等）、「事業場外資源によるケア」（社外の相談・支援機関の案内や活用等）の 4 つのケアを計画的かつ継続的に進めていただくよう求めています。

具体的に検討しておきたいことの例として、セルフケアやラインケアが十分に行えるようメンタルヘルスに対する正しい理解を進めるための社内研修の実施、社内や社外等の相談体制の整備や周知、休業した不調者が職場復帰する際の復帰プランの道しるべとなる職場復帰支援プログラムの策定等があります。

厚生労働省では、このような事業場が取り組むメンタルヘルス対策を「心の健康づくり計画」として策定することをお願いしております。「心の健康づくり計画」を整備しますと、代表者による取組方針発表の下、職場内で事前に制度を周知することができ、働く方々の安心につながりますし、不調者の早期発見や早期治療を促す点でも効果的です。また、上司や同僚のみならず、産業保健スタッフも対応に迷いが少なくなることも期待できます。

「鹿児島産業保健総合支援センター」（電話 099-252-8002）では、以下のような支援を「無料」で提供しておりますので、ぜひご活用ください。

- ・メンタルヘルス教育・研修の実施
- ・職場復帰支援プログラムや心の健康づくり計画の策定支援
- ・ストレスチェック制度の導入支援
- ・メンタル不調者の早期発見と適切な対応にかかる支援

また、厚生労働省のポータルサイト「こころの耳」では、メンタルヘルス対策に関する様々な資料や動画等の情報を提供しておりますので、こちらもぜひ覗いてみてください。

鹿児島産業保健総合支援センター→



こころの耳→



## 鹿児島県最低賃金改定と「業務改善助成金」申請要件緩和について

今年度改定の鹿児島県最低賃金は時間額 1,026 円と 953 円から 73 円の引上げとなり、令和 7 年 11 月 1 日発効予定となっています。厚生労働省では、賃上げ支援策の一つである業務改善助成金の申請要件を令和 7 年 9 月 5 日より緩和しました。緩和された条件での申請期間は、鹿児島県最低賃金の引上げ前日の令和 7 年 10 月 31 日までの約 1 か月間となりますが、今年度の最賃引上げに伴い時間額で 30 円以上の賃上げを予定されている事業場の方は利用可否についてご検討いただけましたら幸いです。

### 1. 業務改善助成金（概要）

賃金単価を 30 円以上賃上げする場合に、生産性向上や省力化に資する設備投資、コンサルティング、人材育成等に要した費用の最大 8 割を助成するものです。

### 2. 対象事業場（概要）

中小企業・小規模事業者で、事業場内最低賃金額が 1,026 円未満の事業場。

### 3. 緩和された申請条件（概要）

これまで事前提出が必要であった賃金引上げ計画が省略できることとなり、賃金引上げ結果と設備投資等の計画の提出で可となりました（申請書の提出自体は R7.10.31 までに必要で、交付決定前の助成対象設備導入は助成対象外となることにご注意ください）。

### 4. 相談窓口

申請要件や手続き等の詳細については、ホームページ等をご確認いただくほか、「鹿児島働き方改革推進支援センター」（電話 0120-380-436）、「業務改善助成金コールセンター」（電話 0120-366-440）にご相談ください。 助成金ホームページ→



## ハローワークからのお知らせ

### 最低賃金改定に伴うお願い ～募集中の求人は大丈夫ですか？～

令和 7 年 11 月 1 日の最低賃金時間額改定に伴い、ハローワークで現在募集中もしくは募集予定の求人票について最低賃金額を下回っていないかご確認ください。

#### 【確認のポイント】

- 時間給に換算した場合に下回っていないか。（月額、日額）
- 就業地が県外の場合は、就業地の最低賃金を下回っていないか。
- 固定残業代がきちんと換算されているか。
- 深夜割増等が計算されているか。
- 賃金欄以外の記載賃金が（例えば仕事内容欄や特記事項）そのままになっていないか以上、あてはまる場合は、求人者マイページなどで変更をお願いします。

**※注意※ 11月1日までに変更されない場合は、求人が一旦保留（非公開）となります。**

ハローワークでは、受理順に変更しますのでお早目のご連絡にご協力ください。

お問い合わせ先  
ハローワーク川内 TEL22-8609  
ハローワーク出水 TEL62-0685  
ハローワーク宮之城 TEL53-0153